

令和 2 年 度

第 3 回 浜松市建築審査会

会 議 録

令和 2 年 1 1 月 1 1 日

浜松市役所本館 8 階 第 3 委員会室

## 令和2年度 第3回 浜松市建築審査会 会議録

1 日 時 令和2年11月11日(水) 午前9時30分

2 場 所 浜松市役所本館8階 第3委員会室

### 3 審議案件等の概略及び審議結果

1. 開会

2. 議題

(1) 建築許可に係る同意について

・道路内において許可を必要とする建築物の新築(上空通路)

#### 審議結果 承認

3. その他

(1) 建築基準法に基づく包括許可報告

(2) 次回開催予定連絡

### 4 出席者

|             |           |        |
|-------------|-----------|--------|
| *浜松市建築審査会   | 会 長       | 松本 直己  |
|             | 委 員       | 藤村 有希子 |
|             | 委 員       | 中野 江里香 |
|             | 委 員       | 寒竹 伸一  |
|             | 委 員       | 若杉 早苗  |
|             | 委 員       | 河合 晴夫  |
| *特定行政庁建築行政課 | 建築行政課長    | 瀧口 克也  |
|             | 建築安全グループ長 | 相原 正浩  |
|             | 建築安全グループ  | 伊達 孝雄  |
| *事務局建築行政課   | 建築行政課長補佐  | 大橋 直哉  |
|             | 建築総務グループ長 | 金子 亮太  |
|             | 建築総務グループ  | 荻野 朗子  |
| *関係人 病院管理課  | 病院整備グループ長 | 土濱 達也  |
|             | 病院整備グループ  | 渡邊 一   |

### 5 傍聴人

(報道関係者) 浜松市中区旭町11-1 静岡新聞社 瀬島 義孝

### 6 会議録

1. 開会

事務局 (配布資料の確認)

松本会長

只今より令和2年度第3回浜松市建築審査会を開会します。  
本日の出席委員は私を含め6名であり、半数以上が出席しているため、  
浜松市建築審査会条例第4条に基づき、本審査会は成立となります。  
本日の議事録署名人は中野委員と河合委員にお願いします。  
議事に入る前に、本審査会の会議公開について、委員の皆様にお諮りし  
ます。本会議を公開することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なし)
- 松本会長 公開といたします。  
続いて、傍聴人より報道の為の写真撮影及び音声録音に関する承認の申し出があった場合、承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 松本会長 本日は1名の方(静岡新聞社)が傍聴及び音声録音を希望されてますが、報道の為の写真撮影及び音声録音について承認します。

## 2. 議題

### (1) 建築許可に係る同意について

- ・道路内において許可を必要とする建築物の新築(上空通路)

- 松本会長 本日は浜松医療センター上空通路に関する審議のため、審査会条例第6条の関係人として、病院管理課の職員を招集しております。  
それでは議題について事務局より説明をお願いします。

#### 【説明】

##### 資料に基づき、物件について概要説明

- 事務局
- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 対象条項 | 建築基準法第44条第1項第4号(道路内の建築制限)       |
| 建築概要 | 申請者 浜松市長 鈴木康友                   |
|      | 申請敷地 中区佐鳴台五丁目226-1の一部(市道 池川富塚線) |
| 用途   | 上空通路                            |
| 構造   | 鉄骨造                             |
| 階数   | 1                               |
| 敷地面積 | (道路上空の為、敷地面積はなし)                |
| 建築面積 | 130.93㎡(申請部分 130.93㎡)           |
| 延べ面積 | 130.93㎡(申請部分 130.93㎡)           |
| 用途地域 | 第一種中高層住居専用地域                    |
| 防火地域 | 指定なし                            |

#### 特定行政庁

##### 資料に基づき、処分庁意見について説明

本計画は、地域医療を担う浜松医療センターにおいて、道路を挟んだ南側敷地への新病棟建築に伴い、新病棟と北側の既存病棟とを患者等が頻繁に往来することとなるため、通行の危険を防止するために道路上空通路を設置するものです。

上空通路については、道路交通及び上空通路自体の構造安全性について十分な配慮がされており、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められます。

また本件につきましては、令和2年10月6日に、警察署、消防局、道路管理者、特定行政庁の間で、連絡や調整を行うための浜松市アーケード等連絡協議会が開催され、上空通路の設置にあたり支障はないとのことで出席者全員の意見が一致したため、許可の対象としました。

#### 特定行政庁 許可担当

##### 資料に基づき、物件及び適用法令等について説明

道路内における建築及び築造は建築基準法により制限されておりますが、本計画は、建築基準法第44条第1項第4号による上空通路に該当するため、同条第2項の規定により建築審査会に諮問し、同意を求めるものです。

#### 特定行政庁 許可担当

上空通路の位置は、市道池川富塚線の上空となりますが、道路面から当該通路下端までは、9.1m確保されることから、信号機等の視認性を含

む道路交通上の安全を妨げることはありません。

通路の有効幅員は、医療機器を多用中の患者のベッドの搬送やストレッチャーのすれ違い時の幅員4.8m（患者のベッドやストレッチャー1台あたりの幅は医療機器及び搬送する人を含み、2.4mと設定）と若干の余幅0.6mを考慮し、5.4mとしております。

上空通路の着工時期につきましては、新病棟3階まで立ち上がる2年後の、2023年1月頃の予定です。

## 【審議】

- |                |   |
|----------------|---|
| 松本会長           | この件について、ご意見、ご質問等をお願いします。  |
| 寒竹委員           | 本計画について、いくつか確認したい事項がございます。<br>(1) 計画の上空通路の路面から傾斜した支柱までの高さについて、歩道内は2.5m以上、車道内は5.5m以上確保できているとのことですが、その数値的根拠が配布資料からは、はっきりと読み取れません。道路のレベル、道路と上空通路との位置関係、路面から車道及び歩道内に張り出す柱面までの距離を正確に把握した上で、許可する必要があると考えます。<br>(2) 通路の幅5.4mには余幅0.6mを加算しているが、施工誤差を勘案して検討していますか。<br>(3) 道路上の雨水処理に関する規定はありますか。上空通路の屋根に降り注ぐ雨水については、どのように処理しますか。<br>(4) 計画地は風致地区に指定されていますか。風致の規制内容も含めて建築審査会に諮り許可をするのですか。<br>(5) 配布資料の写真において、上空通路はどのあたりになるのか。付近にある信号機に対する位置関係を示すとともに、信号機の視認性を妨げない旨等の補足説明がほしいです。 |
| 特定行政庁          | (1) につきましては、道路占用許可基準において「歩道内は2.5m以上、車道内は5.5m以上確保すること」と定められています。道路管理者との協議の結果、この基準値は守っていくこととなりました。  |
| 関係人<br>(病院管理課) | 道路面からの高さについて、歩道内は2.5m以上、車道内は5.5m以上を確保していることを示す詳細な図面を後日提出いたします。  |
| 特定行政庁          | (3) の屋根面に降り注ぐ雨水の処理方法につきましては、屋根部の内樋（排水溝）から上空通路内部を貫通する縦樋へと流れ、通路柱に沿わせた樋に流し、最終的に雨水系統に流入する計画となっております。  |
| 特定行政庁          | (4) について、計画地は風致地区の指定があります。風致地区内の建築物は、建築基準法とは別に風致地区条例にもとづき、高さや色彩等が規制の対象となっています。本計画については所管課の緑政課と協議済みです。なお、建築審査会では建築基準法のみ取り扱うため、風致の内容については許可の対象ではありません。  |
| 特定行政庁          | <b>(2)、(5) について資料により説明</b>  |
| 中野委員           | 工程表の中で、南館解体とありますが、どの部分を指しますか。<br>この他、上空通路上を往来する患者等の規模についてもお伺いします。   |

特定行政庁 南館は、配置図にある既存病棟のうち、上空通路の西側の部分です。3号館については改修して残し、南館及び1・2号館は解体の予定です。上空通路を往来する患者等の規模につきましては、1日あたりで想定した人数は算出しておりませんが、既存病棟3号館の約180床の患者、医師、看護師等のほか、食事の供給（配膳車）等により多数の移動が生じると想定されます。

松本会長 既存病棟を一部残して病院を運営する理由をお伺いします。新病院棟だけでは機能は果たせないのでしょうか。

関係人  
(病院管理課) 病院の機能更新にあたり、必要とされる機能・規模を新病棟のみで新病棟敷地内に建築しようとする、容積率の上限を超えてしまうため、本計画では、新病棟のほか立体駐車場及び患者駐車場を含めた複数敷地を一体敷地として一団地認定していただきました。しかしながら新病棟のみでは必要病床数をまかなえないため、やむなく既存病棟（3号館）の約180床も残すこととなりました。

松本会長 その他にご意見、ご質問等が無ければ、承認してよろしいですか。

### **全員承認**

松本会長 それでは本件につきましては、同意といたします。  
後日、道路内に突出する柱の部分の路面からの高さを正確に示した図面のご提出をお願いします。

## 3. その他

### **(1) 建築基準法に基づく包括許可報告**

事務局 前回の審査会（令和2年9月2日）以降、今回の審査会までの包括許可件数は、4件（建築行政課：4件、北部都市整備事務所：0件）でした。許可の内容は、日影に関する許可及び接道許可に関するものです。

### **(2) 次回開催予定連絡**

事務局 現時点で案件がないため、12月の開催については未定となっております。後日決定しましたら、開催または非開催について連絡いたします。

松本会長 以上を持ちまして、建築審査会を閉会いたします。

4. 閉会 午前10時30分